

「地場産業若者人材確保支援事業」委託業務企画提案募集要領

1 事業名

地場産業若者人材確保支援事業

2 事業の目的

県内製造業における人手不足が続く中、本県の主要な地場産業である繊維・窯業の中小企業では従業員不足や高齢化が大きな課題となっており、今後の地場産業の存続・発展のため、産地企業の若者人材確保を支援していく必要がある。

このため、若者の人材確保に課題を抱える繊維・窯業産地の中小企業へ専門家を派遣し、コンサルティングを行うとともに、当該企業で働く魅力を発信するツール（会社案内、求人募集、リーフレット等）を作成することにより、産地企業の若者人材確保を支援し、産地の活性化を図る。

3 委託業務内容

「地場産業若者人材確保支援事業」委託業務仕様書のとおり

4 契約条件

(1) 委託契約限度額

金 1,927,200 円（消費税及び地方消費税額を含む）

(2) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 を乗じて得た額とする。ただし、契約の相手方が財務規則第 129 条の 3 第 3 号の規定に該当する場合は、全額免除とする。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 23 日まで

(4) 委託費の支払条件

事業終了後の精算払いとする。

(5) 支払額の確定方法

事業完了後、実施結果報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定する。支払額は契約金額の範囲内であって、対象となる経費の合計となる。このため、すべての経費には支出を明らかにする帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となるので整備しておくこと。

(6) 電子契約について

本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県 HP に掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

(7) その他

企画提案に基づく積算額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が積算額と同額になるとは限らない。

5 応募資格

委託業務を的確に遂行する能力を有し、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿のうち、「大分類 03. 役務の提供等」の中分類「16. その他の業務委託等」に登録されていること。
- (2) 企画提案書の提出期限において、愛知県から「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 事業の性質上、県と密接な連絡を取りつつ事業を進める必要があることから、愛知県内に本社・支社又は営業所を持つ者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 財政的基礎が健全に確立されていること。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (9) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (10) 委託事業の実施にあたり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。

6 募集期間

令和7年4月1日(火)から令和7年4月21日(月)まで

7 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催する。説明会への参加は必須ではないが、可能な限り参加すること。

(1) 日 時

令和7年4月7日(月) 午後2時から（1時間程度）

(2) 場 所

愛知県自治センター 5階 第4会議室
名古屋市中区三の丸2丁目3番2号

(3) 申込方法

以下の事項を記載した電子メールを令和7年4月4日(金)午後3時までに送信

すること。

件名：「地場産業若者人材確保支援事業説明会参加申込み」

本文：①貴社名、②参加者全員の氏名、③連絡先（電話及びメールアドレス）

送信先：sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

(4) 持参資料

本委託業務に係る募集要領、企画提案書作成要領、仕様書は、説明会参加者が持参してください。

8 応募方法

本事業の受託希望者は、「地場産業若者人材確保支援事業」委託業務企画提案書作成要領により必要書類を作成し、以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 経費見積書

ウ 過去3年程度の類似・関連事業に係る実績の説明書類

エ 添付資料（定款・寄付行為、直近2か年の決算書、会社パンフレット等）

オ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類

(2) 提出部数

各7部（正本1部、副本6部）

(3) 提出期限等

ア 提出期限

令和7年4月21日(月) 午後5時(必着)

イ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁 本庁舎1階）
愛知県経済産業局産業部産業振興課
繊維・窯業・生活産業グループ

ウ 提出方法

持参又は郵送

・持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

・電子メール及びFAXによる応募は受け付けない。

・提出期限までにすべての必要書類の提出がない場合は受け付けない。

・できる限り事前に電話連絡すること。

(4) 提出書類の取り扱い

ア 提出された書類は返却しない。

なお、提出書類は本委託業務における受託事業者の選定以外の目的で使用しない。

イ 企画提案に要するすべての費用は、応募者の負担とする。

ウ 企画提案は1者1提案とする。

エ 実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を協議のうえ変更することがある。

9 選定事業者数

1 者

10 提案事業の審査等

(1) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下「提案書」）について、形式審査を行った後、県が設置する選定委員会において審査する。

ただし、応募者が3者を超える場合は、選定委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う。

選定委員会による審査は、原則として提案書に基づく書面審査及びプレゼンテーション等により行う。

(2) 審査の観点

別添「委託先選定基準」のとおり

(3) 選考結果

全応募者に対して書面で通知する。なお、選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(4) 契約

ア 選定された者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な協議、調整を行い、協議が整った上で契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者と改めて県が協議等を行うこととする。

イ 別に定める契約書により、予定価格の範囲内で契約を締結する。

11 スケジュール（予定）

令和7年4月1日（火）	募集開始
令和7年4月7日（月）	説明会
令和7年4月21日（月）	提案書提出期限
令和7年5月中旬	審査、委託先の決定
令和7年5月下旬	契約、事業開始

12 その他

(1) 提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。

(2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格となる場合がある。

ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合若しくは指示事項に違反した場合

イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ この応募に参加した者が、業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合

13 問い合わせ先

愛知県経済産業局産業部産業振興課

繊維・窯業・生活産業グループ

TEL : 052-954-6341(ダイヤルイン) FAX : 052-954-6976

E-mail : sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp

※本業務に関する質問等は、電子メールで令和7年4月14日(月)まで受け付ける。ただし、提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。(電子メールの件名は「地場産業若者人材確保支援事業委託業務に関する質問」と記載すること。)

質問に対する回答は、質問のあった団体等あてに電子メールで回答するほか、愛知県ホームページに掲載する。

別添

委託先選定基準

委託先選定に係る審査は、提出された企画提案書及び添付書類等により、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行うものとする。

1 事業実施体制

- (1) 事業実施体制が整い、実行可能性は十分であるか。
- (2) 組織体制は十分であるか。
- (3) 過去の類似事業の実績はどうか。

2 事業実施方法

- (1) 専門家の派遣に関して、若者人材確保に効果的な提案がなされているか。
 - ・事業の目的に沿った適切な対応ができる知見、経験等を有する専門家を確保できるか。
 - ・派遣先企業に対する助言等の支援が適切に実施できるか。
 - ・派遣先企業へのフォローアップが適切に実施できるか。
- (2) 派遣先企業の魅力を発信するツールに関して、若者人材確保に効果的な提案がなされているか。
- (3) 独自の提案がなされているか。また、その内容は事業推進に資するものか。
- (4) 業務を進める上で、無理のないスケジュールとなっているか。
- (5) 見積経費項目及び見積金額は妥当か。

3 社会的価値の実現に資する取組等

- (1) 環境マネジメントシステム認証の有無。
- (2) 自動車エコ事業所の認定の有無。
- (3) 障害者法定雇用率の達成の有無。
- (4) 協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用の有無。
- (5) 障害者就労施設等からの調達実績の有無。
- (6) 女性の活躍促進の認証等の有無。
- (7) ワーク・ライフ・バランスの推進の登録の有無。
- (8) エコモビリティライフ推進の有無。
- (9) 安全なまちづくりと交通安全の推進の有無。
- (10) 健康づくりの推進の有無。
- (11) 取引適正化の推進の有無。
- (12) 事業継続力強化計画認定の有無。